*サービスの利用のしかた

まず、地域包括支援センターや、市の窓口に相談しましょう。介護保険を利用し たい場合は、市の窓口に要介護認定の申請をしてください。

引き続きサービスを利用したい場合は、要介護認定の有効期間満了前に更新の申請 をしてください。

地域包括支援センターや市の 窓口で、相談します。

日常生活で介助が **必要と感じてきた** など

> 介護保険の サービスを 利用したい

厚労省の作成した 25間の基本チェッ クリスト

65歳以上の方が対象です

生活機能の低下の有無を 調べます。

生活機能とは?

人が生きていくための機能 全体(体や心の動き、日常生 活動作や家事、家庭や社会で の役割など) のことです。

介護予防のための体操教 室などに参加したい 地域の方と交流したい など

65歳以上の方が対象です

市の窓口に「要介護認定の申請」をします。 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、 介護保険施設などに申請の代行をしてもらうこ ともできます。



申請に必要なもの

- ●要介護・要支援認定申請書
- ●介護保険の保険証
- 医療保険の保険証(40~64歳の方のみ)

上記のほかにも必要な書類がある場合があります。あ らかじめ市に確認しておきましょう。

現在入院中ですが、認定の申請をすることはできますか?

退院後に在宅で介護保険サービスを利用する場合、または、介護保険施設への入所を希望する場合は申請で きます。要介護認定は、病状が安定していることが前提となりますので、安定してから申請してください。

▲人の状態が変化した場合、認定結果を変更してもらうことはできますか?

介護の必要な度合いが変わった場合などには、要介護度の区分変更申請ができます。

3 認定調査

市の職員など(認定調査員) に訪問してもらい、心身の状態 について調査を受けます。



意識しすぎず、普段の状態を見てもら うことが大切です。体調が悪いときな どは日程を変更してもらいましょう。

---- 認定調査でのおもな調査項目

- 麻痺等の有無
- · 外出頻度
- ・関節の動く範囲の制限・意思の伝達、理解や記憶 の有無 問題行動
- ・寝返り、起き上がり ひどいもの忘れ
- ・座位保持、両足・片足・薬の内服
- での立位保持 金銭管理 ・歩行、立ち上がり 日常の意思決定
- 洗身、つめ切り
- ・視力や聴力 ・移乗や移動
- ・えん下や食事摂取
- ・排尿や排便
- ・口腔清潔、洗顔や整髪・特記事項(聞き取った詳
- ・過去14日間に受けた医療 ・日常生活自立度

・集団への不適応

買い物

・簡単な調理

・上衣やズボン等の着脱 しい情報など) など

調査結果はコンピュータ判定(一次判 定)され、その結果と「主治医意見書」、調 査票の特記事項とともに「介護認定審査 会」で審査・判定(二次判定)されます。

4 認定結果の通知

認定結果は、原則として申請から30 日以内に市から送られてきます。

要介護1~5 ▶P9

介護サービスを利用すること で生活機能の維持や改善をは かることが適切な方



要支援1・2 ▶ Р9

介護予防サービスなどを利用 することで生活機能が改善する 可能性の高い方



非該当

介護サービス、介護予防サービスは利用できません

- ●一般介護予防事業を利用できます。 ▶ P27
- [基本チェックリスト]を受けられます。 ▶ P28

(認定結果に疑問などがある場合は)

市の担当窓口に相談しましょう。 また、結果通知が届いた日の翌日か ら3か月以内に県の「介護保険審査 会」に審査請求できます。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援 ▶P27

介護予防のための訪問型サービス、通 所型サービスなどが利用できます。

●一般介護予防事業も利用できます。

一般介護予防事業 ▶P27

介護予防教室や講座、地域の「通いの 場」などへ参加できます。

春線校業事

生活機能の低下がみられた方

生活機能の低下が みられなかった方

●一般介護予防事業のみ利用の場合は、基本チェックリストは不要です。

※ケアプランの作成 ●ケアプランの作成に利用者負担はありません。

ケアプランとは、どんなサービスを、いつ、どのくらい利用するのかを決めた計画書の ことで、介護保険のサービスはこのケアプランに基づいて利用します。

居宅介護支援事業者とは

ケアマネジャー(▶P1) が在籍する事業者で、ケアプラン作成の窓口、 要介護認定の申請代行、サービス事業者との連絡や調整などを行っています。



サービスを利用した たら (,)

サ介 ・ビスな (を利用・ じし たて (1

要支援

居宅介護支援事業者

●小規模多機能型居宅介護など一部のサービスは、サービス 事業者のケフスラミジャーがケスプランを作成します。

居宅介護支援事業者と契 約して、ケアプランの作 成を依頼します。

市には「居宅サービス計 画作成依頼届出書」を提 出します。

ケアマネジャーが利 用者や家族と話し合 い、利用者が抱える 課題を分析してケア

プラン原案を作成し

ます。

ケアマネジャーを中 心に、利用者や家 族、サービス事業者 などが話し合います (サービス担当者会 議)。

ケアプランの原案が 調整され、利用者の 承認を得てケアプラ ンが完成します。

サービス事業者 と契約





在宅サービスを利用 (地域密着型サービスも含む)

介護保険施設

介護保険施設の事業者に 入所を申し込んで契約し、 ケアプランの作成を依頼 します。

介護保険施設のケア マネジャーが利用者 や家族と話し合い、 利用者が抱える課題 を分析してケアプラ ン原案を作成します。

ケアマネジャーを中 心に、利用者や家 族、介護施設の職員 などが話し合います (サービス担当者会 議)。

ケアプランの原案が 調整され、利用者の 承認を得てケアプラ ンが完成します。

施設サービスを利用

(地域密着型サービスも含む)





令和6年4月から 介護予防ケアプランの作成を介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者にも依頼できます。

地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者※

地域包括支援センターま 1 たは居宅介護支援事業者※ と契約して、介護予防ケア プラン作成を依頼します。 市には「介護予防サービス 計画作成依頼届出書しを 提出します。

担当者が利用者や家 族と話し合い、利用 者が抱える課題を分 析して介護予防ケア プラン原案を作成し ます。

担当者を中心に、利 用者や家族、サービ ス事業者などが話し 合います(サービス 扣当者会議)。

介護予防ケアプラン の原案が調整され、 利用者の承認を得て 介護予防ケアプラン が完成します。

サービス事業者 と契約

介護予防サービスを利用 P16 (地域密着型介護予防サービスも含む)

ス事業は組み合わせて利用できます。

●介護予防サービスと介護予防・生活支援サービ

利用するサービ スによっては事 業者と契約

介護予防・生活支援

▶P27

※市から介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者に限ります。 介護予防・生活支援サービス事業のみ利用する場合は、地域包括支援センターに依頼します。

サービス事業者を選びましょう

利用するサービスが決まったら、サービス事業者を探しましょう。事業者を選ぶときに はケアマネジャーに相談してアドバイスをもらいましょう。事業者のホームページを閲覧 したり、実際に見学に行ったりすることもできます。

条件を比較・検討してサービス事業者を探せます!



厚生労働省の介護事業所・生活関連情報検索サイト

検索 介護サービス情報公表システム (https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp) ▼ でサービス事業者を検索してみましょう。



ケアプラン作成依頼時は、 要望や目標などを伝えましょう

サービスに対する要望や目標は、あらかじめ利 用者や家族で話し合っておき、ケアプラン作成依 頼の際に明確にケアマネジャーに伝えましょう。

サービスについては、利用者が「できる限り自 立」した生活を送ることを目的としたものを選ぶこ とが大切です。

このほか、利用者や家族の状況、介護する家族 の労働状況も具体的に伝えておき、ケアマネジャー に利用者の家庭環境を把握してもらいましょう。

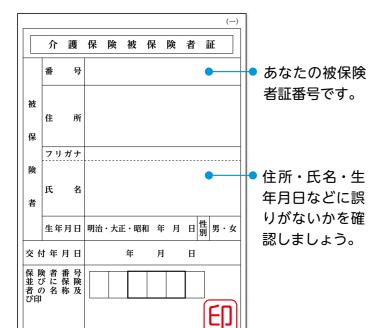
サービス事業者と契約する際の注意点

- □重要事項説明書などの書類を受け取り、サービスの内容に 納得した
- □利用者の病気や身体の状況をよく把握してもらっている
- □介護保険が使えるサービスと使えないサービスがわかるよ うになっている
- □利用料やキャンセル料、支払いについて納得した
- □契約解除の方法の説明を受けた
- 利用開始後も事業者を変えることができます。疑問点は、ケ アマネジャーに相談してみましょう。

通うサービスなどでは、実際に施設を見学してみましょう

k介護保険の保険証

65歳になると、介護保険の被保険者には医療保険の保険証とは別に、一人に1枚の保険 証(介護保険被保険者証)が交付されます。40~64歳の方(第2号被保険者)は、認定 を受けた場合に交付されます。

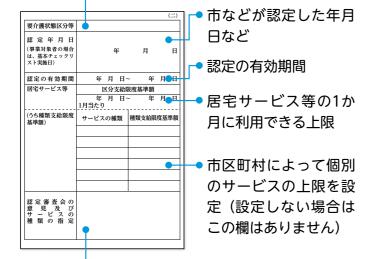


サービスを利用する ときなどに使います。 大切に保管しましょう。

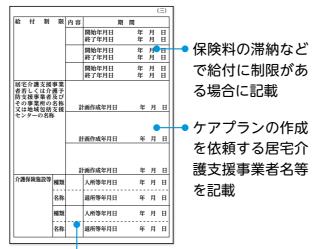


- ●裏面の注意事項をよく読みましょう。
- ●市区町村によって保険証の様式が異なる場合があります。

認定された要介護状態区分等



▲ 利用できるサービスの指定がある場合に 記載(指定がある場合、そのサービス以 外の給付は受けられません)



◆ 施設サービス等を利用する場合に、 介護保険施設等で名称や入退所等 年月日を記載

サービスを利用するときには、 「介護保険負担割合証」(▶P13) も一緒に サービス事業者に渡してください。

◆サービスに苦情や不満があるときは

サービスを利用していて困ったことがあったときは、早めにご相談ください。

サービス事業者

相談窓口で受け た苦情や不満に 担当者が対応し ます。



ケアマネジャー

相談内容に応じ て、サービス事業 者と調整します。

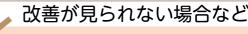


地域包括支援センター

相談内容に応じて、専門 職が対応します。







市の介護保険担当窓口

相談や苦情の内容をもとに、市で事業者を調査して指導し ます。





解決できない場合など

熊本県国民健康保険団体連合会 **2096-214-1101** 介護サービス苦情・相談窓口(相談無料)

【受付時間】平日の午前9時から午後5時(正午から午後1時まで を除く)(十日祝日、年末年始を除く)

市での解決が難しい場合や、利用者が希望する場合は、県ごと に設置されている国保連に苦情申立てができます。



◆介護従事者への「ハラスメント」について

近年、一部の利用者や家族等による介護従事者への「ハラスメント」 が問題になっています。ハラスメントが起こると、介護従事者は安心し て働くことが難しくなってしまいます。



「ハラスメントのない介護現場」の実現により、介護従事者は安心して働くことがで き、利用者も不安なくサービスを利用し続けられることにつながります。

身体的、精神的、性的な嫌がらせなどにより、相手に不快感や不利益、苦 痛を与えることで、人格や尊厳を傷つける行為のことです。

▶こんなことがハラスメントになります

| ●身体的暴力 | ものを投げつける、つばを吐く、叩く、蹴る、 |
|---------------------------------|-----------------------|
| (身体的な力で危害を加えようとする行為) | ひっかく、つねる など |
| ●精神的暴力 | 怒鳴る、理不尽なサービスを要求する、威圧的 |
| (言葉や態度で尊厳や人格をおとしめたりする行為) | な態度で文句を言う、無視する など |
| ●セクシュアルハラスメント | 必要もなく触る、抱きしめる、わいせつな図画 |
| (性的な嫌がらせ行為) | を見せる、性的な言動をする など |

▶以下の言動はハラスメントではないとされています

●認知症等の病気、障害の症状として現れた言動 (BPSD※等) ●苦情の申し立て など ※BPSDとは認知症の症状として現れた行動症状(暴力、暴言、徘徊、拒絶、不潔行為等)・心理症状(抑うつ、 不安、幻覚、妄想、睡眠障害等)を指します。